

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊交企第431号

令和元年10月10日

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）  
本年6月5日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号。以下「改正法」という。）のうち、改正法附則第1条第2号に掲げる規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和元年政令第107号）により、本年12月1日から施行されることとなった。

また、別添「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和元年9月19日付け警察庁丙交企発第42号ほか）のとおり、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）等の関係規定についても、本年9月19日付で公布され、一部の規定を除き本年12月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、

- 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備
- 歩行補助車等及び軽車両に係る規定の整備
- 運転経歴証明書の交付要件等の整備

等に関するものであり、その周知徹底に努めるとともに、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

※ 警察庁通達「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。